

平成 17 年 11 月 28 日

金融庁総務企画局企画課

企画課長 八 田 齋 様

〔→ 内閣府規制改革・民間開放推進室 御中〕

財団法人 公益法人協会

理事長 太田達男

公益信託に係る信託業法改正の要望

当協会は民法上の公益法人を中心とする、民間公益組織の支援、調査、政策提言団体として、現在進行中の公益法人制度の抜本的改革について提言活動を続けてきておりますが、公益信託についても財産権を主体として公益活動を行う法制度であり、今後の方向性ならびに制度設計について大きな関心を持っております。

既に、法務省が 7 月 26 日に公表した「信託法改正要綱試案」（以下試案）につきましては、第 70 公益信託に関して、当協会の意見を別紙の通り申し述べております。因みにこのなかでは、3 の 2)において、公益信託の受託者たり得る者の拡大についても要望しております。

今般下記の通り、一定の要件を備えた公益法人が、信託法改正後の公益信託において受託者たり得るよう、信託業法の改正を行うことを要望します。

記

I 基本的な考え方

今後の日本社会において民間公益活動の果たす役割とその発展は極めて重要であると認識されているが、公益信託も正に民間の資金による公益活動の一翼を担う制度であり、より一層の普及と発展が期待されているところである。

一方、同様の機能を果たしている公益法人制度は、民間公益活動活性化の見地から抜本改革の検討が進み、すでに平成 16 年 11 月 19 日付け「公益法人制度改革に関する有識者会議報告書」および同年 12 月 24 日閣議決定によって骨格が明らかになっている。

その骨子は、①主務官庁制度を廃止し、非営利法人制度を創設する②公益性

認定機関により公益性が認定された非営利法人については、公益性判断の客観性確保、法人の自立性の向上、情報開示による透明性の向上、公益性を有するに相応しいガバナンスを含むしっかりした規律の確保を改革の基本方針としているところである。

今回の公益信託制度改正についても、上記のような公益法人制度改革の基本方針とできる限り平仄を合わせ、現行制度の見直しをすべきものとする。

すなわち、公益信託についても①主務官庁による引受け許可、及び監督を廃止し、公益性については公益性認定機関が認定する、②公益性認定要件はできる限り非営利法人における公益性認定要件と同一とする、③ガバナンス等内部の運営機構や情報開示についても、公益性を認定された非営利法人に求められる規律と同等の効果が期待できる内容とする、等である。

このような中であって、今回の改正を機に公益信託がより一層普及定着するためには、今まで事実上信託銀行に受託者が限定されていたことを改め、一定の要件を備えた公益法人に公益信託の担い手を拡大することが必要とする。

II 具体的要望

1 新しい公益信託の担い手

今般の公益法人制度改革により（創設予定の）公益性認定機関から、公益性が認定された非営利法人とする。

2 参入形態・参入基準

基本的には、TLO（「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転促進に関する法律」による特定大学技術移転事業の「承認事業者」）と同様の形態・基準を希望する。

（1）受託業務

その法人の公益目的と同一の公益を目的とした公益信託のみとする。

（2）許認可関係

内閣総理大臣の登録によるものとし、更新は不要とする。

（3）受託者の組織形態

公益性認定機関より公益性が認定された非営利法人
（上記1参照）

（4）資本金

不要とする。

（5）受け入れ財産の種類

特に制約なしとする。

（6）「信託」の商号使用

強制なしとする。

(7) その他

信託法・信託業法の行為規制・受託者責任・ディスクロージャー等で、TLOにも適用があるものは、適用を受けるものとする。

3 実施時期

信託法改正に伴う、信託業法の改正と同時期とする。

Ⅲ 担い手拡大を希望する理由

- 1 上記Ⅰに記載の通り、今まで公益信託の受託者は、事実上信託銀行に限定されてきたが、民間公益活動を専門的に担ってきた公益法人においても、特定の財産権を特定の公益目的・事業のために管理・運用するよう、その法人に要請があることが少なくない。(注)

(注)たとえば、ある公益法人の運営に長年貢献してきた人やその遺族が、財産を当該公益法人に遺贈・贈与する例、ある公益活動のために、基金として多数の人から募金した金銭を当該公益法人の一般財産と分別して管理運用する例など。

その場合当該公益法人では、(1)特別会計ないし特別措置を設けて、その財産権を管理運用するか、(2)信託銀行に公益信託の受託を斡旋するか、自ら委託者となって信託銀行に委託するしか方法が無かった。

しかしながら、(1)の方法は、その法人の一般財産との分離が十分でない恐れがあり、財産の提供者のニーズに完全には応えられない恨みがある。また上記(2)の方法では、出捐者の意図する公益目的に細かく応えられず、信託銀行の公益目的の遂行に馴染まない場合がある。

この場合において、財産の提供者を委託者、当該公益法人を受託者とする公益信託の設定が認められるならば、信託の財産隔離機能ならびにその法人の公益活動の経験と実績により、出捐者のニーズに十分応え、公益目的を十全に果たすことができる。

- 2 新たな公益信託の担い手である、(創設予定の)公益性認定機関から公益性を認定された非営利法人は、その認定機関から公益性を保有することの厳密な判断を得ており、適切なガバナンスの仕組み・情報開示の強化・事後的監督措置等によって、適正な運営も確保されており、法人としての基盤が確立されていることから、受託者としての適格性を十分満たしている。

そのみならず、この非営利法人は、いわば公益活動の専門家であり、この分野においては、十分な経験とノウハウならびに先進性を持っており、この点からも新たな公益信託の受託者に相応しいと言える。

- 3 加えてこのようにして、公益信託の受託者が公益を認定された非営利法人に拡大し、公益信託が一般的にかつ比較的容易に受託可能になるならば、公益活動の一層の活性化につながるとともに、ひいては信託思想の普及にも役立つこととなろう。

以上が公益信託の担い手の拡大を希望する理由である。

以上